

宮城県さけます増殖協会事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、宮城県さけます増殖協会規約第5条に基づき事務局の組織に関し必要な事項を定める。

(職)

第2条 事務局に次に掲げる職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 事務局長は、公益財団法人宮城県水産振興協会理事長をもってあてる。

3 事務局次長は、公益財団法人宮城県水産振興協会栽培漁業部長の職にある者をもってあてる。

4 事務局員は、事務局長が指名する者をもってあてる。

(分掌事務)

第3条 事務局長の分掌事務は次のとおりとする。

(1) 事務局の総括に関すること。

2 事務局次長の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 事務局長の下、事務局員を指揮して協会の事務を行う。

3 事務局員の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 事務局次長の下、協会の増殖事業全般に係る事務を行う。

(事務分掌の決定)

第4条 分掌が明らかでない事務が生じたときは、事務局長がその分掌を決定する。

附則

この規程は、平成26年7月24日から施行する。

この規程は、令和元年7月26日から施行する。

この規程は、令和4年8月8日から施行する。